

## **2. 民間事業者の施設整備に関する 地方債の特例の創設**

# デジタル田園都市国家構想交付金・地方創生拠点整備タイプの概要

- 観光や農林水産業の振興等の地方創生に資する拠点施設の整備などを支援。
- 「民間事業者の施設整備に対する間接補助」について、これまでの採択件数は12件（R4補正：6件、R5当初：1件、R5補正：5件）。

## 地方創生拠点整備タイプの概要

| 事業類型  | 対象                  | 上限額（※）<br>補助率                                       |
|-------|---------------------|-----------------------------------------------------|
| 当初予算分 | 原則3年間の事業<br>（最長5年間） | 国費：<br>都道府県15億円<br>中枢中核都市10億円<br>市区町村5億円<br>補助率：1/2 |
| 補正予算分 | 単年度の事業              | 国費：<br>都道府県15億円<br>中枢中核都市10億円<br>市区町村5億円<br>補助率：1/2 |

（※）1団体当たりの交付上限額（目安）。高い先駆性や地方創生の波及効果が見込まれる場合には、交付上限額（目安）を超えて必要な経費を交付できるものとする。

（注1）申請上限件数は以下のとおり。

当初予算分：2023～27年度（デジ田総合戦略の期間）を通じて1事業

補正予算分：上限なし

（注2）以下の事業については有識者審査を実施。

当初予算分：全て

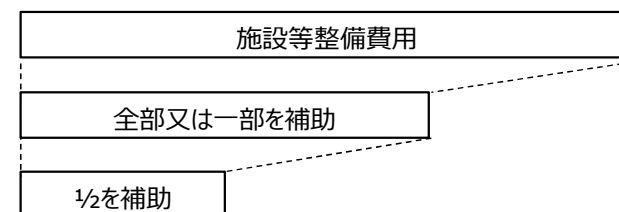
補正予算分：交付額（国費）2億円以上において有識者審査を実施

### ＜拠点整備タイプにおける拡充＞ R4補正から導入 ～民間事業者の施設整備に対する間接補助～

民間事業者等が一定の要件を満たす公共性・公益性を有する拠点施設等を整備する取組に対し、地方公共団体が整備費の全部又は一部を補助した場合に、国が当該補助経費の1/2※を交付することを可能とする。

【支援スキーム】

- 民間事業者
- 地方公共団体
- 国



#### ＜支援対象となる施設整備の採択例＞

- ・ 移住や生活体験住宅として活用する集合住宅の整備
- ・ 廃校舎を改修しサテライトオフィス、スマート農業体験施設等を整備
- ・ 駅ビル施設の一部を模様替えし官民連携のコワーキングスペースを整備
- ・ 物販、カフェ、セミナースペース等の観光施設の整備 等

※国負担は事業費の1/3（かつ地方公共団体負担額の範囲内）を上限

デジタル田園都市国家構想交付金・地方創生拠点整備タイプ  
ー民間事業者等の施設整備に対する間接補助に係る地方財政措置（R5補正・R6当初）ー

- 地方財政法第5条第5号の特例として、「民間事業者等の施設整備に対する間接補助」の地方負担分について地方債の充当が**可能となるよう地域再生法を改正**（令和6年4月19日施行）。※ 設置条例に基づく「公の施設」に位置づけられるものに限る。
- 第2回募集より、当初予算分も補正予算分いずれも、「一般補助施設等整備事業債（充当率90%）」の起債が新たに可能となる。

● 第1回募集

|       | R6当初予算分（4/1交付決定）                   | R5補正予算分（3/28交付決定）            |
|-------|------------------------------------|------------------------------|
| 通常    | 一般補助施設整備等事業債<br>（充当率90%、交付税措置率30%） | 補正予算債<br>（充当率100%、交付税措置率50%） |
| 間接補助※ | 一般財源で対応                            | 一般財源で対応                      |

● 第2回募集（予定）

|       | R6当初予算分                                     | R5補正予算分                                     |
|-------|---------------------------------------------|---------------------------------------------|
| 通常    | 一般補助施設整備等事業債<br>（充当率90%、交付税措置率30%）          | 一般補助施設整備等事業債<br>（充当率90%、交付税措置率30%）          |
| 間接補助※ | 一般補助施設整備等事業債 <b>【新】</b><br>（充当率90%、交付税措置なし） | 一般補助施設整備等事業債 <b>【新】</b><br>（充当率90%、交付税措置なし） |

※ 「間接補助」は、民間事業者等（公共的団体等を除く）が所有しかつ整備する施設等のスキームの場合を示し、「通常」はそれ以外のスキームの場合を示す。

（参考）地域再生法（抄）

（まち・ひと・しごと創生交付金を充てて行う事業に係る施設の整備に関する助成についての地方債の特例）

第十三条の二 **認定地方公共団体が**、認定地域再生計画に記載された第五条第四項第一号（イに係る部分に限る。）に規定する事業のうち、**まち・ひと・しごと創生交付金を充てて行うものに係る施設**であって、地方自治法第二百四十四条第一項に規定する**公の施設であるもの**（同法第二百四十四条の二第一項に規定する条例で当該公の施設の設置及びその管理に関する事項が定められると見込まれるものを含む。）の**整備に関する助成を行おうとする場合**においては、当該助成に要する経費であって地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第五条各号に規定する経費のいずれにも該当しないものは、**同条第五号に規定する経費とみなす**。

## (参考) 関連条文

### ○地域再生法（抄）

（まち・ひと・しごと創生交付金を充てて行う事業に係る施設の整備に関する助成についての地方債の特例）

第十三条の二 認定地方公共団体が、認定地域再生計画に記載された第五条第四項第一号（イに係る部分に限る。）に規定する事業のうち、まち・ひと・しごと創生交付金を充てて行うものに係る施設であって、地方自治法第二百四十四条第一項に規定する公の施設であるもの（同法第二百四十四条の二第一項に規定する条例で当該公の施設の設置及びその管理に関する事項が定められると見込まれるものを含む。）の整備に関する助成を行おうとする場合においては、当該助成に要する経費であって地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第五条各号に規定する経費のいずれにも該当しないものは、同条第五号に規定する経費とみなす。

### （参考１）地方財政法（抄）

（地方債の制限）

第五条 地方公共団体の歳出は、地方債以外の歳入をもつて、その財源としなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、地方債をもつてその財源とすることができる。

- 一 交通事業、ガス事業、水道事業その他地方公共団体の行う企業（以下「公営企業」という。）に要する経費の財源とする場合
- 二 出資金及び貸付金の財源とする場合（出資又は貸付けを目的として土地又は物件を買収するために要する経費の財源とする場合を含む。）
- 三 地方債の借換えのために要する経費の財源とする場合
- 四 災害応急事業費、災害復旧事業費及び災害救助事業費の財源とする場合
- 五 学校その他の文教施設、保育所その他の厚生施設、消防施設、道路、河川、港湾その他の土木施設等の公共施設又は公用施設の建設事業費（公共的団体又は国若しくは地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものが設置する公共施設の建設事業に係る負担又は助成に要する経費を含む。）及び公共用若しくは公用に供する土地又はその代替地としてあらかじめ取得する土地の購入費（当該土地に関する所有権以外の権利を取得するために要する経費を含む。）の財源とする場合

### （参考２）地方自治法（抄）

（公の施設）

第二百四十四条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

- 2 普通地方公共団体（次条第三項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。
- 3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2～11 （略）

- R4補正予算より、民間事業者の施設整備に対する間接補助を導入。
- これまでの採択件数は、12件（R4補正：6件、R5当初：1件、R5補正：5件）。

